

## 紀要「早稲田国際経営研究」に関する内規

(定義)

第1条 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター（以下「センター」という。）が発行する紀要を「早稲田国際経営研究」と呼ぶ。

(趣旨)

第2条 本内規は、早稲田国際経営研究に関する事項を定める。

(紀要発行の目的)

第3条 紀要の発行は、センター、早稲田大学大学院経営管理研究科における国際経営に関する研究の成果を、紀要という媒体を通じて、年一回学内外に発信することを目的とする。

(投稿資格者)

第4条 次の各号に定める者とする。なお、招聘研究員、その他当機関の研究に関わった者は、以下に定める資格者と共著で投稿できるものとする。共著で投稿する場合、以下に定める資格者が第一義的に、投稿内容に関する責任を負うものとする。

- 一 センター兼任研究所員
- 二 センター研究員
- 三 センター助手・助教
- 四 その他管理委員会が認めた者

(投稿の努力義務)

第5条 前条第1号から第3号に定める資格者は、紀要に論文を投稿するよう可能なかぎり努めなければならない。

(投稿の依頼)

第6条 紀要編集委員会は、特別研究期間を取得中、および取得直後、または科研費の採択がされている研究所員に論文の投稿を依頼することができる。

(原稿の区分)

第7条 投稿者は、次の各号のうち、いずれかを判断して投稿するものとする。

- 一 論文 (Articles)
  - 二 研究ノート (Research Notes)
  - 三 その他 (others)
- その他は、次のいずれかを判断する。
1. 書評
  2. 資料
- 書評・資料以外の区分については紀要編集委員会と合議の上、決定する。

(原稿の掲載)

第8条 原稿の掲載の採否は、紀要編集委員会において決定する。また紀要編集委員会において主として形式面に関して、原稿の加筆、修正について助言を行うことができる。

(提出締切)

第9条 原稿の提出締切は毎年3月下旬とする。原稿は完全原稿として提出するものとする。

(原稿の提出)

第10条 原稿は電子媒体で提出するものとする。

(校正回数)

第11条 校正は原則として初校のみの一回とする。

(形式および分量)

第12条 原稿の形式、分量については、以下の通りとする。ただし、紀要編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

1. 第一ページ目は、次のことを記入する。
  - ①論文、研究ノートなどの区分（表示は日本語のみ）
  - ②題名（日本語および英語）
  - ③投稿者氏名（日本語および英語）・所属
  - ④アブストラクト（日本語および英語）

2. 本文の形式

1行46字、1ページ35行

3. 分量

10ページ以内（図表込み）

(参考文献の書き方)

第13条 参考文献の書き方については、以下の通りとする。

1. 参考文献は次のいずれかの表記法による。
  - ①本文中に番号をつけ、末尾に一括して番号順に表記する方法。
  - ②本文中には番号はつけず、末尾に五十音順、またはアルファベット順に一括して表記する方法。
  - ③本文中に番号をつけ、各ページに脚注として表記する方法。
2. 参考文献は雑誌と単行本を区別して表示する。区別の仕方は、和文の場合は「」や『』を使用し、洋文の場合はイタリックを使用することが望ましい。以下はその1例（経営情報学会誌の場合）を示す。
  - ①和雑誌

木村一郎、「経営の危機管理」、『経営学研究』X号、19XX年、X-XX頁。

②和著書1（単著名）

木村一郎、『経営学』、出版社名、19XX年。

③和著書2（編著名）

木村一郎、「ロシアの経営管理」、山本次郎編、『各国経営論』、出版社名、19XX年。

④洋雑誌

Miller, J.U., "The Principles," *HIR Journal*, Vol. 2, No. 4, 19XX, pp. X-XX.

⑤洋著書1（単著名）

Miller, J.U., *Management*, HIR Press, 出版社のある都市名, 19XX.

⑥洋著書2（編著名）

Miller, J.U. eds., *Management*, HIR Press, 出版社のある都市名, 19XX.

（公開）

第14条 紀要は、早稲田大学リポジトリに登録し、ウェブで一般公開する。ただし、一般公開を希望しない著者は、登録申請時にその旨申告すれば、リポジトリに登録せず、ウェブで一般公開しないことができる。

（その他）

第15条 本内規に定めのない事項については、紀要編集委員会で審議の上、決定する。

附 則

1. この内規は、2017年9月6日から施行する。
2. この内規は、2022年9月1日から施行する。
3. この内規は、2023年3月1日から施行する。